

会社法第 437 条の規定に基づく添付書類

第 6 期事業年度
事業報告

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

株式会社民間資金等活用事業推進機構

1. 会社の現況に関する事項（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(1) 当事業年度における事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、米中貿易摩擦等の通商問題が世界経済に与える影響、中国経済の先行き等のリスク要因はあるものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復が続いています。

他方、国や地方の財政は依然として厳しく、新たなインフラの建設はもとより、高度経済成長期を支えたインフラの老朽化対策、大規模災害に備えた防災・減災対策などの社会資本整備については、民間の資金、技術及び経営ノウハウを積極的に活用し、より効率的に進めていくことが求められております。政府は、「PPP¹/PFI 推進アクションプラン（平成 30 年改定版）」を決定し、令和 4 年度までに PPP/PFI の事業規模 21 兆円、このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業（コンセッション）については、7 兆円とする数値目標を掲げております。また、平成 30 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針）においても、上下水道における広域化・共同化やコンセッションをはじめとする多様な PPP/PFI の導入等の推進、原則として全ての空港へのコンセッションの導入促進など、地方自治体等が PPP/PFI に取り組みやすい方策を講ずることが謳われました。併せて、これらの課題を実現するため、内閣総理大臣の権限を強化する PFI 法改正も行われました。

こうした状況の下、当機構は、全国の地方自治体に対して PFI 制度や具体事例などの情報提供を行うとともに、中央省庁や PFI 事業の担い手である民間事業者等との意見交換を通じて、独立採算型等の PFI 事業の普及を促進して参りました。また、全国各地の個別の案件について、地方自治体等の公共施設等の管理者、民間事業者及び地域金融機関等の関係者との協議を通じ、地域の特性に応じた多種多様な事業分野や規模の案件形成を立ち上がり段階から支援して参りました。さらに、特定選定事業²に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するため、民間インフラファンドの形成にも取り組んで参りました。

こうした活動の結果、当事業年度においては、下記のとおり、PFI 事業に対する具体的な支援決定を実現しました。

- ① 大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業（平成 30 年 7 月）
- ② 福岡空港特定運営事業等（平成 30 年 8 月）
- ③ （仮称）お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業（平成 30 年 12 月）
- ④ 須崎市公共下水道施設等運営事業（平成 30 年 12 月）
- ⑤ 高松空港特定運営事業等（平成 31 年 1 月）
- ⑥ 大阪第 6 地方合同庁舎(仮称)整備等事業（平成 31 年 1 月）

上記のような事業活動の結果、当事業年度の業績は、営業収益が 14 億 4 百万円（前期比+4 億 9 千 9 百万円）、経常利益が 9 億 5 千 1 百万円（前期比+4 億 9 千 3 百万円）、当期純利益が 8 億 7 千 5 百万円（前期比+4 億 1 千 8 百万円）となりました。

このように当事業年度において、当機構は一定の成果を上げたものと思料しておりますが、「PPP/PFI 推進アクションプラン」の目標の実現に向け、PFI 事業の一層の促進強化に今後とも尽力して参ります。

¹ PPP とは Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものです。

² 利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受する PFI 事業をいいます。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資等につきましては、重要な固定資産の取得等はありませんでした。

(3) 資金調達状況

当事業年度は、出融資等に充てる資金を確保するため、平成 30 年 9 月に 130 億円の政府保証債を発行しました。

(4) 対処すべき課題

PFI 事業の推進は政府の重点施策であり、平成 29 年度には 62 件実施、累計 666 件と案件数は年々増加しているものの、例えば人口 20 万人未満の市区町村で PFI 事業の実施経験のある団体は約 1 割にとどまっています。PFI 事業に対する理解不足や不慣れもあり、その手法の有効性・必要性について地方自治体等での共有が不十分で、地方自治体等が取り組みやすい方策を講ずることが必要であります。

こうした状況に対応し、PFI 事業の推進を図るため、政府が国会に提出した改正 PFI 法と改正水道法が平成 30 年に成立しました。

内閣総理大臣による報告徴収と助言・勧告制度に関する権限等を追加した改正 PFI 法は平成 30 年 6 月に成立し、同年 10 月から施行されました。

また、地方自治体が、災害等の不測のリスク発生時に自らが責任を負えるよう、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、コンセッションを導入できる仕組み等内容をとする改正水道法は、平成 30 年 12 月に成立しました。

当機構においても、地方自治体等の案件形成や地域における人材育成など、PFI の更なる普及促進に向けて、以下の課題に取り組んで参ります。

① 各分野における先導的案件の組成

上水道、下水道、空港、水力発電等の各分野において、それぞれの問題点を整理し、モデルとなる事業スキームの提示により、先導的案件の組成に取り組みます。

なお、上水道のコンセッション事業導入は、施設の老朽化等の課題に対応し、地域住民に対するサービスの維持向上のための一つの選択肢として示されたものですが、料金の高騰や水質悪化の懸念等の国民の不安を払拭するために丁寧に住民に説明を重ねて、着実に取り組むことが求められます。

② 地方自治体等との連携強化

PFI 事業推進のための環境整備等の諸課題解決に向けて、改正 PFI 法に基づき内閣府とも協力して、政府と地方自治体等の連携が図られるよう取り組みます。また、公共側と民間側との意見調整役として、公共・民間の双方にとって魅力ある個別案件の組成及び出融資の実行に注力するとともに、地方自治体内での勉強会に協力するなど、地方自治体等と連携強化を図ります。

③ 地域における担い手の育成

独立採算型等の PFI 事業が全国に普及していない現状では、まずは PPP/PFI 事業全般に関する啓発活動を推進し、独立採算型等の PFI 事業に精通した人材の育成を促進することが喫緊の課題となります。

当機構は、株主である地域金融機関等への情報提供、講演会等への講師派遣、ファイナンスノウハウの提供並びに地域の民間事業者等への普及・啓発等の活動に取り組んできました。

また、地方創生に資する PPP/PFI 事業の支援強化のため、当機構が地方自治体の求めに応じコンサルティング支援を行い、独立採算型等の PFI 事業以外も含む PPP/PFI 事業の推進を図ることを特例業務として可能とする改正地域再生法案が、第 198 回通常国会に提出されています。

これまでの活動とともに、新たな特例業務も活用しつつ、地域における担い手の育成を積極的に支援いたします。

(5) 財産及び損益の状況

(単位:千円)

区 分	第 3 期 (27.4.1~28.3.31)	第 4 期 (28.4.1~29.3.31)	第 5 期 (29.4.1~30.3.31)	第 6 期 (30.4.1~31.3.31)
営 業 収 益	195,442	544,785	905,349	1,404,642
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△275,828	67,762	458,069	951,584
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△281,352	66,552	456,859	875,698
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△703.38	166.38	1,142.14	2,189.24
総 資 産	34,016,350	39,098,461	39,513,434	53,436,072
純 資 産	18,945,143	19,011,696	19,468,555	20,344,254
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	47,362.86	47,529.24	48,671.38	50,860.63

(注)金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当機構の主な事業内容は次のとおりです。

- ① 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する、出資、基金の拠出、資金の貸付
- ② 当機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券の取得
- ③ 当機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ④ 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は PFI 事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣・助言
- ⑤ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑥ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑦ ①～⑥に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑧ ①～⑦に掲げる業務に附帯する業務
- ⑨ ①～⑧の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号
- ② 主要な子会社の事業所
該当事項はありません。

(9) 従業員の状況 (出向者を含み、派遣社員を除く。)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 名	1 名減	41.6 歳	2.08 年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
シンジケートローン(注)	15,000 百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金利競争入札によるものであります。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,600,000 株

(2) 発行済株式の総数 400,000 株

(3) 株主数 71 名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
財務大臣	200,000 株	50.00 %
株式会社日本政策投資銀行	16,000 株	4.00 %
株式会社みずほ銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社三菱UFJ銀行	10,000 株	2.50 %
第一生命保険株式会社	10,000 株	2.50 %
株式会社三井住友銀行	10,000 株	2.50 %
株式会社新生銀行	6,000 株	1.50 %
みずほ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,000 株	1.50 %
明治安田生命保険相互会社	6,000 株	1.50 %

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡 文 明	JXTG ホールディングス株式会社名誉顧問
代表取締役社長	半田 容章	
取 締 役	松 田 修 一	早稲田大学 名誉教授 株式会社コメリ 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役
取 締 役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役

取締役	宮本 和明	パシフィックコンサルタンツ株式会社技術顧問 東京都市大学名誉教授 東北大学名誉教授
監査役	田知本 章	奥野総合法律事務所・外国法共同事業顧問 公認会計士
監査役	志田 康雄	ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士

(注) ① 取締役の松田修一、上村多恵子及び宮本和明の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 監査役の田知本章は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

③ 当社は執行役員制度を導入しており、平成31年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
執行役員	田 中 実
執行役員	松平 宏道
執行役員	深澤 典宏

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	5人	65,834千円	
監査役	2人	10,000千円	
計	7人	75,834千円	

(注) ① 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(民間資金等活用事業支援委員会における活動を含む。)

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 兼 民間資金等活用事業 支援委員 (委 員 長)	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会 10 回中 9 回に、民間資金等活用事業支援委員会 6 回全てに出席。公認会計士としての専門的見識及び学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 民間資金等活用事業 支援委員	上 村 多 恵 子	当事業年度開催の取締役会 10 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 6 回全てに出席(ただし、そのうち 1 回の 1 議案については特別の利害関係があるため回避)。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 民間資金等活用事業 支援委員	宮 本 和 明	当事業年度開催の取締役会 10 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 6 回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
監 査 役	田 知 本 章	当事業年度開催の取締役会 10 回中 9 回、民間資金等活用事業支援委員会 6 回中 5 回に出席。公認会計士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。
監 査 役	志 田 康 雄	当事業年度開催の取締役会 10 回全て、民間資金等活用事業支援委員会 6 回全てに出席。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当機構は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき設立された株式会社であり、同法第 46 条により、特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容並びに株式会社等又は債権の譲渡その他の処分等の決定等は、取締役会から民間資金等活用事業推進機構支援委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当機構は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当機構は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額等を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	3,600 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしています。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任することとしています。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告することとしています。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当機構は、会社法及び会社法施行規則に従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な関連規程を整備しています。平成 28 年 4 月 20 日に内部統制体制基本方針を取締役会において決議し、平成 27 年 5 月に施行された会社法施行規則改正を踏まえた内部統制体制を構築しています。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」、「利益相反管理規程」及び「インサイダー取引未然防止規程」を定めています。

ア. 当機構は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の問題が生じた場合にその旨を通報・相談することができる窓口を設置するとともに、通報者の保護に係る体制を整備しています。

- イ. 当機構は、「利益相反管理規程」に基づき、利益相反事項の管理を統括する部署を設置し、各部署における利益相反事項の管理体制を整備しています。
 - ウ. 当機構は、「インサイダー取引未然防止規程」において役職員が知ったインサイダー情報の管理並びに役職員及び会社の有価証券投資の在り方等について遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図る体制を整備しています。
 - エ. 当機構は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した、出融資等案件に係る業務体制・業務フローに係る資料を作成し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っています。
 - オ. 当機構は、上記記載事項を含め、コンプライアンスの実施状況について、「コンプライアンス規程」に基づいて社内に設置したコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。
- ② 当機構は、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年 10 月 4 日内閣府告示第 232 号）に基づき、独立採算型等の PFI 事業支援業務の実施並びに独立採算型等の PFI 事業支援の対象となる事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって、同支援基準に従っているか否かを確認するとともに、支援実行後は必要なモニタリングを行います。
 - ③ 当機構は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当機構は、「取締役会規程」、「民間資金等活用事業支援委員会運営規程」及び「情報資産リスク管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っています。

(3) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。
- ② 当機構は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役会長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っています。
- ③ 会社の経営に支障を及ぼす重要な事故の発生、又は差し迫った発生の危険を認識したときには、事故対策会議を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。また、大規模災害発生時には、災害対策本部を設置することにより、迅速な災害対応活動等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款等を遵守し、適切に経営管理を行っています。
- ② 当機構は、「組織規程」及び「決裁規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っています。また、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っています。

(5) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

- ア. 役職員は、当機構の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告します。
- イ. 役職員は、当機構の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告し、随時経過を報告します。
- ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告します。
- エ. 当機構は、上記ア～ウの報告をした役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底しています。

② 監査役職務を補助すべき職員に関する事項

- ア. 監査役の求めに応じて、監査役スタッフとして当機構職員を監査に必要な事務に就かせるとともに、監査役の監査スタッフに対する指示の実効性を確保します。
- イ. 監査役職務を補助する職員の人事など当該職員の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重します。

③ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保しております。

- ア. 取締役会及び民間資金等活用事業支援委員会は、監査役の出席を確保しています。
- イ. 代表取締役及び会計監査人は、監査役と会合を持ち意思の疎通を図っています。
- ウ. 当機構は、監査役がその職務の執行について、当機構に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(6) 当該体制の運用状況の概要

- ① 当該事業年度中に発生した法令違反行為に対する対応
当該事業年度中に法令違反行為は発生しておりません。
- ② 当該事業年度中に開催されたコンプライアンス委員会の開催回数及び主な審議内容
平成 30 年 4 月 23 日に第八回コンプライアンス委員会を開催いたしました。
当該委員会では、コンプライアンスに関連する規程等の実施状況等の報告・審議が行われました。
- ③ 当該事業年度中に行われた内部通報の件数及びこれに対する対応等
当該事業年度中に内部通報はありませんでした。

